

第8節 欧州

1 全般

冷戦終結以降、欧州の多くの国では、欧州域内やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散、サイバー空間における脅威の増大といった多様な安全保障課題に対処する必要性が認識されてきた一方で、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識されてきた。しかし、14（平成26）年2月以降のウクライナ情勢の緊迫化を受け、ロシアによる力を背景とした現状変更や、いわゆる「ハイブリッド戦」に対応すべく、既存の戦略の再検討や新たなコンセプト立案の必要に迫られている。国際テロリズムに関しては、15（平成27）年11月のパリ同時多発テロや16（平成28）年3月のブリュッセルにおける連続爆破テロなど、各国国内におけるテロとみられる事案の発生を受け、その対応が急務となっている¹。また、長期化するシリア内戦など、混迷する中東情勢を背景として、15（平成27）年以降、欧州に流入する難民・移民の数は急増した。最近では減少傾向にあるが、依然として国境の安全確保が課題となっている。

こうした課題・状況に対処するため、欧州では、北大西洋条約機構（NATO）や欧州連合（EU）と

North Atlantic Treaty Organization European Union

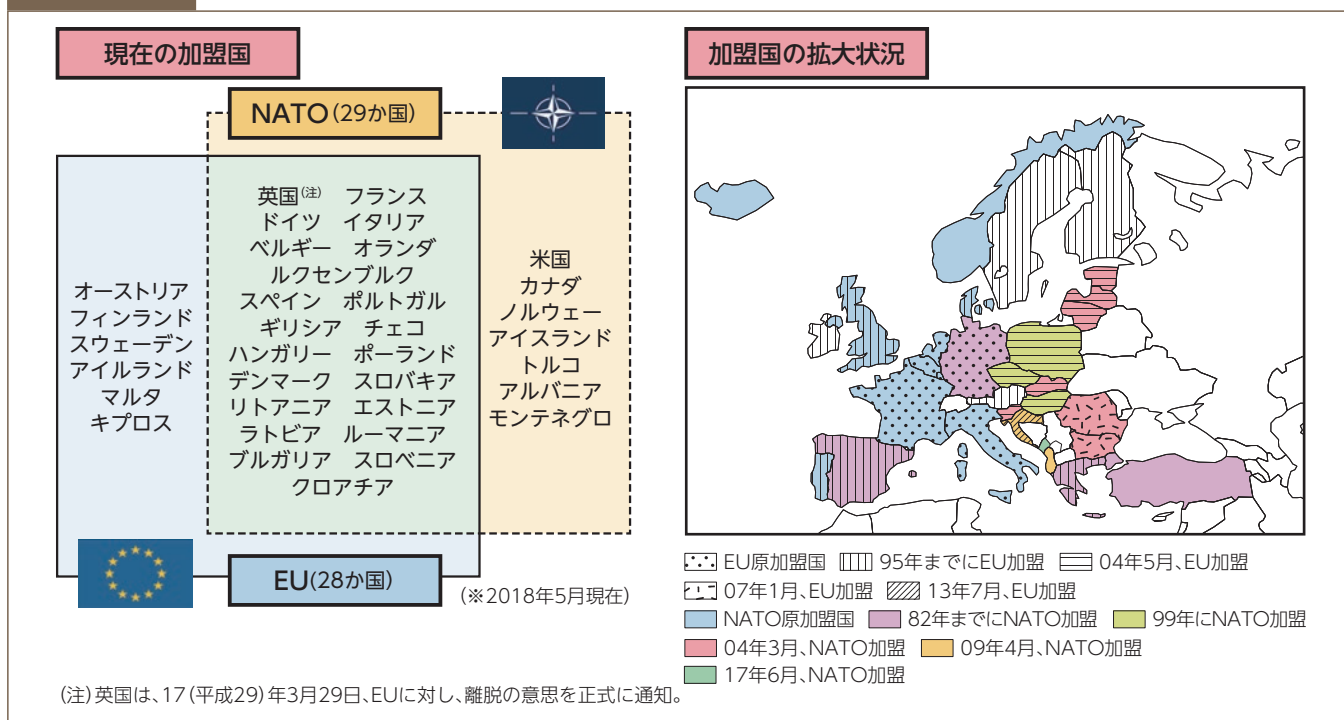
いった多国間の枠組みをさらに強化・拡大²しつつ、欧州域外の活動にも積極的に取り組むなど、国際社会の安全・安定のために貢献している。また、各国レベルでも、安全保障・防衛戦略の見直しや国防改革、二国間³・多国間⁴での防衛・安全保障協力強化を進めている。

また、安全保障環境の変化や防衛支出の下降傾向及び米国とそれ以外の加盟国の差が大幅に拡大してきていることを踏まえ、NATO加盟国は14（平成26）年、国防支出を対GDP比2%以上の額とする目標を、24（平成36）年までに達成することに合意した⁵。これについて、トランプ米大統領は17（平成29）年5月のNATO首脳会合において、対GDP比2%以上の国防支出を、未達成国に対して強く要求し、さらに18（平成30）年7月のNATO首脳会合後の記者会見において、NATO加盟国の国防支出は最終的に対GDP比4%に達するべきとの考えを表明した。

Q 参照 図表 I -2-8-1（NATO・EU加盟国の拡大状況）

- 1 16（平成28）年7月にはフランスのニースでISILに感化された人物が運転するトラックが民衆に突入する事案、同年12月にはドイツのベルリンでトラックがクリスマスマーケットに突入する事案、17（平成29）年3月にはイギリスのロンドンで車両が歩行者の列に突入するなどの事案、同年5月には同国中部のマンチェスターで自爆テロ、同年8月にはスペイン・バルセロナ中心部で車両が歩行者に突入するテロが発生した。各国は警備体制の見直しや入国管理の強化などの対策を行っている。3章1節参照
- 2 NATOは、欧州・大西洋地域全体の安定を目的として、中・東欧地域への拡大を継続しており、15（平成27）年12月にNATOの外相会合はモンテネグロに加盟招請を行い、17（平成29）年6月にモンテネグロがNATOに加盟した。NATOの加盟国拡大は09（平成21）年のアルバニアとクロアチア以来となる。現在、マケドニア及びボスニア・ヘルツェゴビナの2か国が、将来的に加盟国となる準備を支援するプログラムである「加盟のための行動計画」（MAP：Membership Action Plan）への参加（ボスニア・ヘルツェゴビナは条件付）を認められている。ウクライナ、ジョージア、アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン及びモルドバの6か国については、NATOとの政治的な協力関係を深めようとする国に対し提供されるプログラムである「個別のパートナーシップ行動計画」（IPAP：Individual Partnership Action Plan）などの枠組みにおいて、欧州・大西洋地域への統合の取組を支援しており、MAPへの参加は現在のところ未定である。
- 3 例えば、英国とフランスは10（平成22）年11月の首脳会議において、二国間の防衛・安全保障協力に関する条約と、核施設の共用などに関する条約に署名した。また、18（平成30）年1月の英仏首脳会談では、両国の防衛相が防衛協力について協議する恒常的な場となる英仏国防評議会の創設に合意した。
- 4 例えば、10（平成22）年9月に、フランス、ドイツ、オランダ及びベルギーの欧州4か国が、C-130やA-310といった各国の輸送機及び空中給油機約150機を共同で運用する欧州航空輸送司令部（EATC：European Air Transport Command）を創設した。12（平成24）年にはルクセンブルク、14（平成26）年7月にはスペイン、12月にはイタリアが新たに参加している。
- 5 18（平成30）年7月現在で当該基準を達成しているのは加盟国29か国中5か国（米国、ギリシャ、エストニア、英国、ラトビア）に止まっている。他方、NATO首脳会合を控えた記者会見において、ストルテンベルク事務総長は、18（平成30）年中に8か国が対GDP比2%以上の国防支出を達成する見通しであると発表し、18（平成30）年7月のNATO首脳会合で採択された宣言においては、NATO加盟国のうちおよそ3分の2が、目標とする24（平成36）年までに対GDP比2%以上の国防支出を達成する計画を保持していることを明らかにした。

図表 I -2-8-1 NATO・EU加盟国の拡大状況



第2章 諸外国の防衛政策など

2 ■ 多国間の安全保障の枠組みの強化

1 NATO

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動範囲を紛争予防や危機管理にも拡大させた。

10(平成22)年11月にリスボンで開催されたNATO首脳会合において、11年ぶりとなる新しい戦略概念⁶が採択され、より効率的で柔軟性のある同盟の実現に向けた、以後10年間の指針が提示された。同文書においては、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロリズム、域外の紛争・不安定化、サイバー攻撃などを主な脅威として挙げるとともに、①NATOの基本条約である北大西洋条約第5条に基づく集団防衛、②紛争予防や紛争後の安定化・復興支援を含む危機管理、③軍備管理・軍縮、不拡散への積極的な貢献を含む協調的安全保障の3つをNATOの中核的任務と規定している。

ウクライナをめぐる、ロシアによる「ハイブリッド戦」の展開や、ロシア軍機によるバルト諸国を含む欧州正面の活発な「特異飛行」などを受け、NATO及び加盟国は、ロシアの脅威を再認識し、14(平成26)年4月、ロシアとの実務協力を停止したほか、バルト三国がNATOに加盟した04(平成16)年から行ってきたバルト上空監視ミッションの規模を拡大⁷するなどの対応をとった。また、14(平成26)年9月にウェールズで開催されたNATO首脳会合では、ロシアに対しクリミア「併合」を撤回するよう要求する共同宣言や、既存の即応部隊の強化を行う即応性行動計画(RAP)も採択した⁸。本計画は、ロシアの影響や、中東・北アフリカから発生する脅威に対応するために示された。本計画に基づき、東部の同盟国におけるプレゼンスを継続するとともに、既存の多国籍部隊であるNATO即応部隊(NRF)の即応力を著しく強化し、2~3日以内に出動が可能な

6 戦略概念(Strategic Concept)は、NATOの目的、性格、基本的な安全保障上の任務について規定する公式文書であり、7回目(1949、1952、1957、1968、1991、1999及び2010年)の策定となる。

7 04(平成16)年以降、ローテーションで領空警備を実施しており、1か国・4機態勢で実施されていたが、ウクライナ危機以降増強され、4か国・16機態勢に移行し、15(平成27)年9月からは2か国・8機態勢に規模が縮小された。なお、NATOによる領空警備は、バルト三国のほか、スロベニア、アイスランド、アルバニア、ブルガリアでも実施されている。

8 RAPは、兵力連結構想(CFI: Connected Forces Initiative)の具体的な取組として承認されたものである。CFIとは、加盟国が共同で演習・訓練を実施できる枠組みを提供することや、加盟国間やパートナー国との共同訓練の強化、相互運用能力の向上、先進技術の利用などを図るものである。

高度即応統合任務部隊 (VJTF) が創設された⁹。さらに、16 (平成28) 年7月にワルシャワで開催された NATO 首脳会合で採択された宣言においては、特に、ロシアの攻撃的な行動や ISIL によるテロが脅威とされた。同会合では、バルト三国及びポーランドに4個大隊をローテーション展開することが決定された。具体的には、同年10月の国防相会合において、大隊を主導する米・英・独・カナダを含む20以上の国が参加する多国籍部隊とされ、17 (平成29) 年には完全運用体制に入った。ロシアに対する認識についてはロシアと各国との地理的な距離の違いなどを背景に加盟国において温度差がみられ、ロシアの影響に対応する措置をとる一方で、ロシアとの対話の機会は維持している¹⁰。18 (平成30) 年7月にブリュッセルで開催された NATO 首脳会合で採択された宣言においては、(1) 米国と欧州を結ぶ大西洋のシーレーン (海上交通路) の防衛強化を目的とする新司令部 (Joint Force Command Norfolk) を米国・ノーフォークに設置すること (2) 欧州域内外での部隊や装備の輸送の迅速化を目的とする新司令部 (Joint Support and Enabling Command) をドイツ・ウルムに設置すること (3) 20 (平成32) 年までに30個機動大隊、30個飛行隊及び戦闘艦30隻を30日以内に展開可能な状態で保持する「4つの30」と呼ばれる即応態勢を整えることを決定した。

地中海においては、地中海経由の不法移民の増加などを背景として、16 (平成28) 年2月より、エーゲ海に常設艦隊を展開し、不法移民などの流入動向を監視して、トルコやギリシャなどに情報提供を行っている。また、同年11月には、01 (平成13) 年より行われてきた集団防衛に基づく「アクティブ・エンデバー作戦 (Operation Active Endeavor)」を、危機管理任務である「シー・

ガーディアン作戦 (Operation Sea Guardian) に移行させ、テロ対策や能力構築支援などの広範な任務を実施している。

NATO は、03 (平成15) 年8月から、アフガニスタンにおける国際治安支援部隊 (ISAF) を主導していたが、14 (平成26) 年12月に任務を終了した。これに代わり、15 (平成27) 年1月から、アフガニスタン治安部隊 (ANDSF) に対する訓練や助言及び支援を主任務とする「確固たる支援任務」(RSM) を主導している。17 (平成29) 年11月の NATO 国防相会合では、部隊を3千人増派するなど、アフガニスタンへの支援を強化すると決定し、要員約1万6000人をアフガニスタン内に展開している。

NATO はアフガニスタン以外にも、コソボやソマリアなどで任務を実施している¹¹。08 (平成20) 年10月以降、常設海上部隊の艦船をアデン湾・インド洋に派遣し、海賊対処活動である「オーシャン・シールド作戦」を行っていたが、16 (平成28) 年12月に活動を終了した。

ISIL に対しては、介入よりも予防を重視する立場をとっている。その上で、対 ISIL 作戦においては、14 (平成26) 年9月のウェールズ首脳宣言において、その暴力行為について強く非難するとともに、仮に ISIL による加盟国への攻撃があった場合、集団防衛の対象になることを確認している。実際、16 (平成28) 年7月のワルシャワ首脳宣言においては、早期警戒管制機部隊を対 ISIL 作戦に派遣することが決定され、同年10月より、監視・偵察任務を遂行している。

2 EU

EU は、共通外交・安全保障政策 (CFSP) 及び
Common Foreign and Security Policy

⁹ NRF は4万人規模であり、VJTF はその内の計約2万人 (地上部隊5,000人を含む) から成る多国籍部隊である。

¹⁰ 例えば、フランスは15 (平成27) 年11月の同時多発テロ後、ロシアのプーチン大統領と会談し、仏露両国軍間での情報交換などに合意した。また、英国は戦略文書 SDSR2015 の中でウクライナ問題はルールに基づく国際秩序を大きく変容させるものとする一方で、ロシアとは ISIL 問題を筆頭に協力の道を探る旨記載している。ドイツも、16 (平成28) 年7月に発表した国防白書において、ロシアに対しては抑止と対話の双方が必要としている。さらに、16 (平成28) 年4月、NATO は対話枠組みである「NATO・ロシア理事会」を約2年ぶりにブリュッセルで開催し、続いて同年7月、12月、17 (平成29) 年3月、7月、10月、18 (平成30) 年5月にも開催した。

¹¹ コソボでは1999 (平成11) 年以降、コソボ国際安全保障部隊の枠組みで任務を行っており、現在はコソボ治安部隊への助言、訓練、能力構築支援などを実施している。また、ソマリアでは、AU ソマリアミッションへの支援として輸送業務や作戦師団への専門要員の派遣などを実施している。

共通安全保障・防衛政策 (CSDP)¹²のもと、安全保障分野における取組を強化しており、16 (平成28) 年6月の欧州理事会で、約10年ぶりとなるEUの外交・安全保障政策の基本的方向性を示す文書「外交・安全保障政策に関するグローバル戦略」を採択した。同文書では、欧州東部の秩序に対する脅威や、中東・アフリカにおけるテロなどの脅威に対して、法の支配に基づく秩序や民主主義といった理念に基づき、EU内外の抗堪性の強化などに取り組むとしている。同年11月には、本戦略の履行に関する決定がなされ、EU域外の紛争や危機への対処、パートナー国の能力構築、テロなどの危機からのEU市民の保護を優先事項に掲げ、必要な能力の優先順位付けや加盟国間の関係深化などが必要とした。同月、欧州委員会は「欧州防衛基金」の創設をはじめとする欧州防衛協力強化のための行動計画を発表した。また、17 (平成29) 年12月、加盟国のうち25か国が参加する防衛協力枠組みである「常設の軍事協力枠組」(PESCO) が発足した。本枠組により、装備品の共同開発や部隊の即応展開に資するインフラ整備などの共通のプロジェクトに各国が出資し、欧州の防衛力強化が期待されており、今後の動向が注目される。

ウクライナ危機を受け、EUはロシアの軍事的対応を非難し、ロシアに対する経済制裁を行っている¹³。さらに、ウクライナの経済・政治改革を支援するため、大規模な資金援助を行うなど、非軍事面における関与を継続している。

ISILの脅威に対しては、シリア及びイラクに人道支援のための資金供与を行っているほか、中東・北アフリカ諸国などと協力し、テロ対策の能力構築支援などを行うこととしている。また、15 (平成27) 年11月、パリ同時多発テロを受けたフ

ランスの要請に基づき、EUとして初めて、相互防衛義務を定めた、いわゆる「相互援助条項」¹⁴を発動し、加盟国による支援表明がなされた¹⁵。

地中海を經由して欧州に流入する難民・移民の増加を受けて、EUは15 (平成27) 年5月、地中海EU海軍部隊 (EUNAVFORMed) による「ソフィア作戦 (Operation Sophia)」を開始した。European Union Naval Force-Mediterranean 密航及び人身売買ネットワークの監視などに焦点をあてた第1段階は同年10月に終了し、密航や人身売買に使用された疑いのある船舶について、公海上で捜索、押収などを行う第2段階に移行している。さらに、16 (平成28) 年6月の外務理事会では、リビア海軍沿岸警備隊の訓練及び公海における国連の武器禁輸措置の実施支援の2つを同作戦の任務に追加することに合意した。また、同年10月には「欧州国境沿岸警備隊」が発足し、独自の装備を備えた少なくとも1,500人の人員が常に緊急展開できるように配備されるなど、流入する難民・移民の取り締まりが強化されている。

なお、16 (平成28) 年6月には、英国でEU離脱の是非を問う国民投票が行われ、離脱派が勝利し、17 (平成29) 年3月に、EUに対し、離脱の意思を正式に通知した。17 (平成29) 年12月、EUと英国は離脱条件について基本合意し、交渉は通商協議を含む「第二段階」に移行した。18 (平成30) 年3月、EUと英国は離脱後の経済環境の激変を避けるため、約1年9ヶ月の「移行期間」の導入で暫定合意した。

EUは、03 (平成15) 年、マケドニアにおいて、NATOの装備や能力を使用して初めて平和維持活動を主導した。これ以降、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コンゴ民主共和国、チャド、マリ、中央アフリカに部隊を派遣するなど、危機管理・治安維持の分野における活動¹⁶に積極的に取り組んでい

¹² EUは、1993 (平成5) 年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策 (CFSP) を導入した。また、1999 (平成11) 年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策」(ESDP : European Security and Defence Policy) をCFSPの枠組みの一部として進めることを決定した。09 (平成21) 年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障防衛政策 (CSDP) と改称したうえで、CFSPの不可分の一部として明確に位置づけた。

¹³ 資産凍結・渡航禁止のほか、資本規制や装備品・デュアルユース品の禁輸などの措置を行っており、半年ごとに期限を延長している。

¹⁴ EU基本条約第42条第7項は、EU加盟国の領土に対する武力攻撃の場合には、他の加盟国が、国連憲章第51条に従ってあらゆる援助を与えるという相互防衛義務を定めている。

¹⁵ 同時多発テロ後の15 (平成27) 年11月17日、フランスのル・ドリアン国防相 (当時) はEU外務理事会において、いわゆる相互援助条項の適用を求め、全会一致で合意した。同条項の適用を受け、フランスは他のEU加盟国に対し、①イラク及びシリアでの対ISIL作戦への貢献、②マリや中央アフリカなどでフランスが行っている対テロ作戦への貢献によるフランスの軍事的な負担軽減を求めた。ただし、英国及びドイツを除けば、協力内容は比較的小規模なものにとどまっている。

¹⁶ ペーターズベルク任務と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘任務からなる。

る。例えば、14（平成26）年1月、情勢の混乱が継続していた中央アフリカに対して、治安維持部隊の派遣を決定し、同年4月に活動を開始したが、15（平成27）年3月には任務を終了し、同月、中央アフリカの治安部門改革準備を支援するEU軍事助言ミッション（EUMAM）を開始した。16（平成28）年7月以降はEU訓練ミッション（EUTM）に引き継がれ、引き続き中央アフリカ軍の近代化などに向けた訓練を行っている。また、EUは、08（平成20）年12月から初の海上任務となるソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っており、各国から派遣された艦船や航空機が船舶の護衛や同海域における監視などを行っている¹⁷。

3 NATO・EU間の協力

NATO・EU間の協力に関しても進展がみられる。16（平成28）年7月のNATO首脳会合に際し、NATOとEUが優先的に協力して取り組むべき分野を挙げた共同宣言が発表され、同年12月のNATO外相会合及びEUの理事会にて、同宣言を実行に移すための7分野42項目の提言が採択された。17（平成29）年12月のNATO外相会合では、更に3分野32の協力項目が追加された。この提言を踏まえ、地中海においては、NATOの「シー・ガーディアン作戦」とEUの「ソフィア作戦」が、相互に協力しつつ行われているほか、NATO・EUは、ハイブリッド脅威への対処、サイバー防衛、能力開発などの分野でも協力を進展させている。

3 ■ 欧州各国の安全保障・防衛政策

1 英国

英国は、冷戦終結以降、自国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処するため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。

こうした中、ISILの台頭をはじめとする中東の不安定化や、ウクライナ危機、サイバー攻撃による脅威を受け、15（平成27）年11月、キャメロン政権は「国家安全保障戦略及び戦略防衛・安全保障見直しNSS・SDSR2015」を発表した。NSS・SDSR2015は国家・非国家主体の双方からの脅威に英国は直面しているという認識のもと、テロや過激主義、国家主体の脅威の再来、サイバー脅威を含む技術的発展、及びルールに基づく国際秩序の浸食の4点を今後10年間英国が取り組むべき課題と位置付けた。前回の「SDSR2010」



17（平成29）年12月に就役した英国の新型空母「クイーン・エリザベス」
【英海軍提供】

では、国防費削減圧力を受けて兵力や主要装備の削減、調達計画の見直しを行った¹⁸が、「NSS・SDSR2015」においては、国防費の削減に歯止めをかけ、拡大した脅威全般に対処可能な戦力の整備のため、明確に国防力増強を打ち出してい

¹⁷ EUは、この地域における海賊対処のため、「アタランタ作戦」に加え、「ソマリアEU訓練ミッション」、「ソマリアEU海上安全保障能力構築ミッション」も実施しており、包括的アプローチのもと、海賊対処だけでなく、沿岸警察分野や司法分野の能力の構築・強化などにも取り組んでいる。

¹⁸ 国防費については、2014年度までに、アフガン作戦費用などを除いた非前線分野での最低43億ポンドの節減を含めて、実質8%削減するとし、人員については、15（平成27）年までに海軍5,000人、陸軍7,000人、空軍5,000人の兵力削減のほか、主力戦車の40%削減などが決定された。その後、13（平成25）年7月に公表された陸軍改編計画「Army 2020」においては、20（平成32）年までに陸軍の現役兵員数を10万2,000人から8万2,000人に削減、一方、18（平成30）年までに予備役兵員数を1万5,000人から3万人に増加するとしていた。

る¹⁹。また、英国は国際社会における主要プレーヤーであり続けることを全面に打ち出し、国際テロ、サイバーセキュリティなどへの対応を念頭に、即応性・機動性の高い装備調達、部隊編成などを推進するとした²⁰。17(平成29)年12月には、空母「クイーン・エリザベス」を就役させた。

英国は、14(平成26)年9月以降、イラクにおいてISILに対する空爆を行っているほか、無人機によるISR活動、地上戦を担うイラク治安部隊やクルディスタン地域政府の軍事組織であるペシュメルガなどに対する教育・訓練、難民に対する人道支援などを行っている。また、パリ同時多発テロを受けて、英国は15(平成27)年12月に空爆の範囲を従来のイラクからシリアにまで広げることとし、議会承認の翌日からシリアにおける空爆を実施している²¹。

アジア太平洋地域については、「NSS・SDSR 2015」の中で、英国にとって重要な経済的機会を提供し、かつルールに基づく国際秩序の将来における一体性・信頼性に大きな影響を与える地域であるとの認識を示し、日本をはじめとする安全保障上のパートナーとの協力を重視する姿勢を示している。特に、日本については、アジアにおける最も緊密な安全保障パートナーと位置づけ、また、18(平成30)年3月に公表した「国家安全保障能力見直し(NSCR)」においても、韓国とともに、日本を安全保障、繁栄及びグローバルな諸課題に取り組む上で強力なパートナーと位置付けている。こうした考えのもと、同地域においてはフィリピンへの災害支援である「オペレーション・パトウィン」の実施や多国間共同訓練「リムパック」に参加しているほか、日本との親善訓練を行っている²²。また、18(平成30)年2月、ウィリアムソン英国防相は、英国海軍フリゲート「サザーランド」が今後南シナ海を航行し、英国海軍がその権利を有していることを明らかにする旨言

及した。同年5月上旬には、「サザーランド」は北朝鮮の海上での不正取引を監視する国際的な努力に貢献するため、我が国周辺の公海上において、「瀬取り」が疑われる船舶等についての情報収集活動を行った。さらに、英国防省は、同年4月に英国海軍揚陸艦「アルビオン」を、同年後半に英国海軍フリゲート「アーガイル」をそれぞれアジア太平洋地域に派遣する旨発表している。英国防省は、これら3隻の派遣により、英国海軍が同年中ほぼ絶え間なくアジア太平洋地域においてプレゼンスを維持することになっているとしている。

英国は17(平成29)年3月に、EUに対し、離脱の意思を正式に通知した。英国は引き続きNATOの加盟国であるが、英国のEU離脱によりEUの軍事力は四分の一程度削減されるとの指摘もあることから、今後のEUの安全保障分野における取組やEUとNATOとの関係も含め各種動向が注目される。

2 フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における自立性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制及び能力の強化を主導してきた。軍事力の整備については、基地の整理統合を進めながら、防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化と将来に備えた装備の近代化を進めている。

マクロン政権が17(平成29)年10月に発表した「国防及び国家安全保障に関する戦略見直し」では、国内テロ、難民問題、ウクライナ危機など、フランスの直面する脅威は多様化・複雑化し、より急速に烈度を増しているとし、また、多極化する国際システムにおいて、軍事大国による競争が激化し、エスカレーションの危険が増しているとしている。そして、こうした状況の下、フランスは集団防衛及び安心供与を含むNATO内におけ

19 「NSS・SDSR2015」では、陸軍の人員規模を維持し、海・空軍は合わせて700人増員としたほか、空母2隻の建造や海上哨戒機9隻の新規導入、戦略原潜4隻体制維持も決定した。また、安定した経済を背景に、NATO目標である国防費対GDP比2%を維持継続し、今後さらに国防費、特に装備調達費を増額するとしている。

20 2個タイフーン航空隊を追加し、新たな空母から運用可能なF-35飛行隊を新編、最大5,000人規模の2個攻撃旅団を新編、25(平成37)年までに約5万人からなる遠征軍部隊を海外展開できるよう体制整備するとしている。

21 14(平成26)年以来、18(平成30)年2月時点で、英国は1,600回以上の空爆、6万人以上のイラク軍兵士の訓練、1,400人以上の英国軍人の派遣を実施してきた。

22 16(平成28)年10月から11月にかけて、タイフーン戦闘機が来日し、日英共同訓練を実施した。また、18(平成30)年4月には、英国海軍フリゲート「サザーランド」が海自の護衛艦「すずなみ」などとの共同訓練を実施した。

る責任を引き続き果たし続け、また、EUの防衛力強化の取組を主導していくとしている。また、18(平成30)年2月に公表された「軍事計画法案2019-2025」において、25(平成37)年までに累計約3,000億ユーロを国防費に割り当て、マクロン大統領の公約である2025年国防予算の対GDP比2%達成を目標とすることが確認された。

フランスは、14(平成26)年9月以降はイラクにおいて、15(平成27)年9月以降はシリアにおいてもISILに対する空爆を行っている²³。同年11月にパリ同時多発テロが発生すると、国内においては緊急事態宣言を発出し、国内治安要員としての軍人1万人を展開、軍の人員削減中止などを決定した。国外においては、シリアにおける対ISIL空爆を強化するとともに、空母「シャルル・ドゴール」を含む機動部隊を地中海に展開した。また、イラク治安部隊やペシュメルガなどに対する教育・訓練や、難民に対する人道支援なども引き続き行っている。

フランスは、インド太平洋地域に海外領土を持つことから、同地域へのコミットメントを重視しているとみられ、実際、17(平成29)年10月に発表した「戦略見直し」において、航行の自由などの利益がアジア太平洋地域の戦略的状況の悪化によって脅威にさらされる可能性を指摘するとともに、太平洋及びインド洋の海外県・海外領土において自らの主権を守る態勢を維持する旨を明らかにしている。また、フランスは引き続き、アフリカ、中東からアジア太平洋地域に至るまで、世界にまたがるパートナーシップネットワークを強固にしていくとの方針を示している。18(平成30)年5月には、オーストラリアを訪問したマクロン大統領は、「パリ=ニューデリー=キャンベラの軸」がインド太平洋地域にとって重要である旨を表明した。この他にも、フランスは、18(平成30)年2月にフロリアル級フリゲート「ヴァンデミエール」をわが国に寄港させ、海自と共同訓

練を実施したほか、南太平洋において多国間演習「南十字星」や「赤道」などを積極的に主催している。

3 ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を進める一方で、国外への連邦軍派遣を徐々に拡大するとともに、NATOやEU、国連などの多国間機構の枠組みにおいて紛争予防や危機管理を含む多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。しかし、安全保障環境の悪化を受け、16(平成28)年5月には方針を転換し、兵力を23(平成35)年までに約7,000人増員することを発表した²⁴。

16(平成28)年7月に、約10年ぶりに発表された国防白書では、ドイツの置かれている安全保障環境は一層複雑化、不安定化し、徐々に不確実性が高まっているとし、国際テロリズム、サイバー攻撃、国家間紛争、移民・難民の流入などを具体的脅威として挙げている。そして、多国間協調及び政府横断的なアプローチを引き続き重視するとともに、ルールに基づく国際秩序の実現に努めるとした。さらに、軍の人員数については、冷戦後に上限を定めるとともに、継続的に減少傾向にあったが、今後は上限を定めない方針に転換するとともに、定期的に人員計画の見直しを行い、人員数を柔軟に増減させるとしている。

ドイツは従来、イラクにおいて、イラク治安部隊やペシュメルガなどに対する教育・訓練や、装備品や弾薬の提供、人道支援のための資金援助を行うほか、ドイツ国内においてクルド人兵士の訓練を行っていた。15(平成27)年11月のパリ同時多発テロを受けて、同年12月に対ISIL軍事作戦を実施中の有志連合軍への後方支援計画を閣議決定し、偵察や空中給油などの後方支援任務に限定されるものの、対ISIL軍事作戦への関与を拡大

²³ 18(平成30)年1月時点で、フランスは人員1,100人、ラファール戦闘機10機、フリゲート1隻などを動員している。

²⁴ ドイツは、東西統一時に50万人以上保有していた兵力を、10(平成22)年までに25万人体制へと削減し、さらに、16(平成28)年には17.7万人まで削減していた。しかし、1994(平成6)年7月に、連邦憲法裁判所が国連やNATOなど多国間枠組みのもとで行われる国際任務への連邦軍派遣を合憲と判決して以降、バルカン半島やアフガニスタンにおける治安維持・復興支援活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの国際任務への連邦軍の派遣を徐々に拡大してきた。

した²⁵。

アジア太平洋地域については、人口も多く経済的にも重要な位置を占め、国際政治において中心的な役割を果たしている一方で、世界の貧困人口

の3分の2が同地域に居住するなどの問題も抱えているとの認識を示している。同地域への軍事的関与は災害派遣や親善訪問にとどまり、共同訓練などは行っていない。

25 16 (平成28)年1月初頭～12月末までの12ヶ月間、①フリゲート「アウグスブルク」を派遣し、仏空母「シャルル・ドゴール」を護衛、②トルネード戦闘機(最大6機)及び空中給油機をトルコのインジルリク空軍基地に展開、③偵察衛星による情報収集及び関係国への情報提供を行うために、シリアのISIL活動地域及びその上空並びに東地中海・ペルシャ湾・紅海に最大1,200人を展開することを決定した。さらに、本決定により、NATOのAWACS(早期警戒管制機)部隊への派遣も任務に追加された。また、マリでの国連PKO(MINUSMA: United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali)要員やイラクでの訓練要員を拡大することでフランスの実質的負担軽減を図っている。